

令和 2 年第 1 回（3 月）定例会

# 議 案 説 明

（ 追 加 分 ）

令和 2 年 3 月 1 0 日

議案番号	件名	ページ
議案第44号	令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算（第1回）について	1
議案第45号	令和2年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について	1
議案第46号	令和2年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第1回）について	2
議案第47号	令和2年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1回）について	2
議案第48号	山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	2
議案第49号	山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について	2
議案第50号	山陽小野田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3
議案第51号	令和元年度山陽小野田市一般会計補正予算（第8回）について	3
議案第52号	令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算（第2回）について	3

それでは、ただいま上程されました諸議案について、御説明いたします。

議案第 44 号から議案第 47 号までは、令和 2 年度の補正予算であります。

議案第 44 号は、一般会計補正予算であります。

今回の補正は、山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部改正及び山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例の一部改正に基づく報酬等の改定、特別職給の減額、出合児童クラブ移転に伴うエアコン設置事業等の取り急ぎ措置すべき案件の補正であり、歳入歳出それぞれ 1,587 万円を増額し、予算総額を 296 億 6,687 万円とするものです。

補正の内容としまして、まず歳入につきましては、国庫支出金 100 万円、県支出金 100 万円、繰入金 1,387 万円をそれぞれ増額しております。

次に、歳出では、議会費において、報酬等の改定として、855 万 6,000 円を増額し、総務費では、特別職給の減額はあるものの、報酬の改定により、96 万 6,000 円を増額し、民生費について、出合児童クラブ移転に伴うエアコン設置事業、報酬の改定、国民健康保険特別会計・介護保険特別会計への繰出金により 433 万 8,000 円を増額しております。衛生費としては、報酬の改定により、37 万 6,000 円を増額し、労働費については、報酬の改定により、1 万 2,000 円を増額し、農林水産業費については、報酬の改定、地方卸売市場事業特別会計への繰出金により、87 万 5,000 円を増額しております。土木費については、報酬の改定により、8 万 4,000 円を増額し、教育費については、報酬の改定により、66 万 3,000 円を増額しております。

議案第 45 号から議案第 47 号までは、山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例の一部改正に基づく報酬の改定によるものであります。

議案第 45 号は、国民健康保険特別会計補正予算であります。

今回の補正は、歳入歳出とも 4 万 8,000 円を増額し、予算総額を 74 億 6,465 万 8,000 円とするものです。

歳入につきましては、繰入金 4 万 8,000 円を増額し、歳出につきましては、総務費 4 万 8,000 円を増額しております。

議案第 46 号は、介護保険特別会計補正予算であります。

今回の補正は、歳入歳出とも 63 万 3,000 円を増額し、予算総額を 66 億 8,329 万 1,000 円とするものです。

歳入につきましては、介護保険料 2 万 1,000 円、国庫支出金 3 万 1,000 円、県支出金 1 万 5,000 円、繰入金 56 万 6,000 円をそれぞれ増額し、歳出につきましては、総務費 55 万 1,000 円、地域支援事業費 8 万 2,000 円をそれぞれ増額しております。

議案第 47 号は、地方卸売市場事業特別会計補正予算であります。

今回の補正は、歳入歳出とも 31 万 2,000 円を増額し、予算総額を 1,065 万 7,000 円とするものです。

歳入につきましては、繰入金 31 万 2,000 円を増額し、歳出につきましては、卸売市場費 31 万 2,000 円を増額しております。

議案第 48 号及び議案第 49 号は、2 年に一度開催する特別職報酬等審議会の答申を受けての所要の改正であります。

同審議会において、合併直後の危機的な財政状況を理由として 14 年間継続されていた報酬の減額措置について、一時的な措置であり、現状を踏まえ、減額を全て廃止することが妥当との判断が示されたことから、この答申を尊重し、所要の改正を行うものであります。

議案第 48 号は、山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部改正であります。

改正の内容は、市議会議員の議員報酬に対する 5%の減額措置を廃止するものであります。

議案第 49 号は、山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例の一部改正であります。

改正の内容は、行政委員会委員である監査委員、教育委員、農業委員等の報酬に対する 5%の減額措置を廃止するもの及び附属機関等委員の報酬の額を、県内他市の状況を踏まえ、4,000 円とするものであります。

議案第50号は、山陽小野田市長等の給与に関する条例の一部改正であります。

今回の改正は、職員の懲戒処分に関し、市長及び副市長の責任を明確化するために行うものであります。

改正の内容は、市長及び副市長の給料月額を令和2年4月1日から令和2年6月30日までの間20%減額するものであります。

議案第51号及び議案第52号は、令和元年度及び令和2年度の一般会計補正予算であります。

これは、埴生地区複合施設整備事業について、入札の手続中に設計図書を再度精査したところ、積算内容に不備があったため、令和元年度中の入札執行ができなくなり、この入札を令和2年度に行うこととしました。

そのため、令和元年度一般会計の埴生地区複合施設整備事業費を減額し、債務負担行為を変更し、及び令和2年度一般会計の埴生地区複合施設整備事業費を増額するものであります。

議案第51号は、令和元年度一般会計補正予算であります。

今回の補正は、歳入歳出とも3,210万円を減額し、予算総額を317億6,314万2,000円とするものです。

歳入につきましては、繰入金160万円、市債3,050万円をそれぞれ減額し、歳出につきましては、教育費3,210万円を減額しております。

なお、債務負担行為補正として、埴生地区複合施設整備事業を変更しております。

議案第52号は、令和2年度一般会計補正予算であります。

今回の補正は、歳入歳出とも3,210万円を増額し、予算総額を296億9,897万円とするものです。

歳入につきましては、繰入金160万円、市債3,050万円をそれぞれ増額し、歳出につきましては、教育費3,210万円を増額しております。

なお、地方債補正として、借入限度額の変更をしております。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。